



募集

YOSAKOIソーラン祭り踊り子募集

今年も、北海道積丹町と合同チームを結成し、札幌市で開催される第26回YOSAKOIソーラン祭りに参加します。  
姉妹都市積丹町と交流を深めましょう。

【参加費用】  
1人5万5千円(旅費、宿泊費含む)※予定

【募集人員】先着20人

【参加資格】  
市内在住・在職・在学の方

【申込締切】4月7日(金)  
※参加申込書は、定住推進課で配布しています。また、香美市ホームページからダウンロードできます。

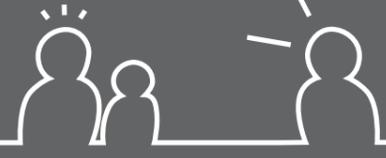
YOSAKOIソーラン祭り参加日程(予定)

6/9(金)	高知龍馬空港→羽田空港→千歳空港(宿泊=積丹町)
10(土)	札幌市へ移動→ソーラン祭り参加(宿泊=札幌市)
11(日)	ソーラン祭り参加(宿泊=札幌市)
12(月)	午前中自由行動→千歳空港→羽田空港→高知龍馬空港



【問い合わせ・申込先】  
定住推進課 ☎53・1061

平成28年4月1日施行  
障害者差別  
解消法



差別をなくすことで  
障害のある人もない人も  
共に生きる社会をつくろう

障害者差別解消法は、障害を理由とした差別の解消を推進することで、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会の実現を目指すことを目的としています。



この法律の対象は、行政機関や民間事業者等です。個人的に障害のある方と接する場合や、個人の思想、言論等は対象にしません。

ポイントは、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者等による、不当な差別的取り扱いと合理的配慮の不提供が禁止されたことです。

民間事業者における合理的配慮の提供は努力義務となります。

不当な差別的取り扱い

- ◆お店に入ろうとしたら、車いすを利用してることが理由で断られた。
- ◆アパート契約のときに障害があることを伝え、障害があることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- ◆習い事の教室などで、障害があることを理由に入会を断られた。

※ただし、合理的な理由があり、断らざるを得ない場合などは、これに該当しないことがあります。



合理的配慮の不提供

- ◆災害時の避難所で、聴覚障害のある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
- ◆役所の会議に呼ばれたので、「知的障害があるため分かりやすく説明してくれる人が必要だ」と伝えていたが、用意してもらえなかった。
- ◆目が見えないことを伝えたのに、書類の内容を読み上げるなどの対応してもらえなかった。

障害者雇用促進法も改正されています

- 障害者差別解消法の施行とともに、障害者雇用促進法も一部改正され、昨年4月に施行されました。
- ①障害者に対する差別の禁止  
雇用の分野における障害を理由とする差別的取り扱いを禁止します。
  - ②合理的配慮の提供義務  
事業主に対し、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善することを義務づけます(例外あり)。
  - ③雇用する障害者からの苦情解決を努力義務化  
事業主に対し①②に関する苦情解決が努力義務化。

障害者差別の相談は...

福祉事務所  
☎53-3117  
高知地方務局香美支局  
☎52-3049  
人権擁護委員による人権相談の日程は、市民カレンダーに掲載しています。

小規模工事等  
契約希望者募集

市が発注する小規模工事および修繕には、市内事業者の受注機会を積極的に拡大することを目的とした小規模工事等契約希望者登録制度があります。

【対象者】

- ① 香美市内に事業所または住所を有する法人や個人の方(次のいずれかに該当する方を除く)。
- ② 市の入札参加者資格申請書提出要領に基づく資格審査を受けた方
- ③ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
- ④ 市税および使用料等を滞納している方
- ⑤ 香美市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号のいずれかに該当すると認められる方

【対象となる工事等】

大工工事、左官工事、ガラス工事、内装仕上工事、建築工事、塗装・防水工事、石工事、スクリーン清掃、造園工事(草刈り・せん定を含む)、電気工事、鉄骨

工事、測量・設計(土木・建築に係る測量設計等)、建築工事一式(建物の修繕工事、大工工事や内装仕上工事、建具工事等、工事の種類が複数に及ぶもの)

【対象となる契約】

- ① 内容が軽易なもの
- ② 履行の確保が容易なもの
- ③ 1件の予算額が50万円未満
- ※建築工事一式については、1件の予算額が130万円未満

【受付期間】

随時受付  
【有効期間】  
平成30年3月31日まで

【申込方法】

申込希望者は、次の書類を提出してください。詳細は、香美市ホームページの管財課契約班に掲載しています。

- ① 登録申請書
- ② 市税に滞納のない証明書(申請日において、発行日から3カ月を経過していない証明書)
- ③ 使用料等の納付済申立書および使用料等の納付状況調査承認書
- ④ 暴力団排除に関する誓約書および照会承諾書

⑤ 必要な資格・許可証等の写し  
【その他】  
登録しても必ず発注があるとは限りません。

【問い合わせ・申込先】

管財課契約班  
☎53・3113

犯罪被害者・性暴力被害者の支援員養成講座

犯罪・不慮の事故・性暴力等の被害に遭われた方や、そのご家族の相談に乗り、支援をする方を養成する講座の受講生を募集します。

【募集講座】

- ◆基礎講座(15講座)  
期間 7月〜9月
- ◆専門講座(10講座)  
期間 10月〜12月
- ※期間は予定

【場所】

こうち被害者支援センター(高知市永国寺町)

【定員】

20人(予定)

【申込締切】

5月31日(水)  
※定員になり次第締め切り

【問い合わせ・申込先】

NPO法人こうち被害者支援センター事務局  
☎088・854・7511